

# 福井県報

第 209 号  
令和 4 年  
8月16日(火)  
火曜日発行

## 目次

(※は原例規集掲載事項)

### 告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定  
自立支援医療機関の指定(三四二・障がい福祉課)……………一
  - 県営土地改良事業に係る換地計画の決定および関係書類の縦覧(三四三・農村振  
興課)……………二
  - ※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定の解除(三四四・砂防防災  
課)……………三
  - ※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定(三四五・同)……………四
  - 都市再開発法の規定による福井駅前南通り地区市街地再開発組合理事長の氏名お  
よび住所の届出(三四六・都市計画課)……………四
  - 道路の位置の指定(三四七・丹南土木事務所)……………五
- 公 告
- 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………五
  - 土地改良区の役員の就任(同)……………五
  - 公共測量の実施(土木管理課)……………六
  - 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………六

## 告示

### 福井県告示第342号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年8月16日

福井県知事 杉本 達治

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
精神通院医療	SOMPオーケア 福井	福井市城東1丁目2-13	SOMPオーケア株式会社	代表取締役 鷲見 隆充	東京都品川区東品川4丁目12-8	令和4年8月1日
精神通院医療	訪問看護ステーションこころ	越前市家久町90-8-31	こころの合同会社	代表社員 藤木 大史	越前市家久町90-8-31	令和4年8月1日

## 薬局

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
精神通院医療	V・drug 福井大安寺薬局	福井市天嘗生町7字一ノ久保36-4	中部薬品株式会社	代表取締役 佐口 弥	岐阜県多治見市高根町4丁目29	令和4年8月1日

## 福井県告示第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良（区画整理）事業越前中部地区（桎津工区）に係る換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する判決があつたこと）を知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和4年8月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和4年8月16日から  
令和4年9月13日まで
- 3 縦覧に供する場所

福井県告示第344号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき、次の土地の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域について指定を解除するので、同法第7条第6項および第9条第9項において準用する第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月16日

福井県知事 杉本 達治

全部について指定を解除する土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
福井市小山谷町・足羽5丁目 (1-I-1045)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福井市足羽山4丁目・足羽5丁目 (1-I-1046)	急傾斜地の崩壊	
福井市鮎川町 (1-I-48)	急傾斜地の崩壊	
福井市竹生町 (28-I-7209)	急傾斜地の崩壊	
福井市白滝町 (1-II-30252)	急傾斜地の崩壊	
永平寺町栃原 (11-I-141)	急傾斜地の崩壊	
大野市蔵生 (5-1-1-15-2)	土石流	
勝山市暮見 (6-II-04919)	急傾斜地の崩壊	
勝山市暮見 (6-I-196)	急傾斜地の崩壊	

全部について指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示および当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
福井市小山谷町・足羽5丁目 (1-I-1045)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福井市足羽山4丁目・足羽5丁目 (1-I-1046)	急傾斜地の崩壊	
福井市鮎川町 (1-I-48)	急傾斜地の崩壊	
福井市竹生町 (28-I-7209)	急傾斜地の崩壊	
福井市白滝町 (1-II-30252)	急傾斜地の崩壊	
永平寺町栃原 (11-I-141)	急傾斜地の崩壊	
大野市蔵生 (5-1-1-15-2)	土石流	
勝山市暮見 (6-II-04919)	急傾斜地の崩壊	
勝山市暮見 (6-I-196)	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福井県告示第345号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項および第9条第1項の規定に基づき、次の土地を土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定するので、同法第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月16日

福井県知事 杉本 達治

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
福井市小山谷町・足羽5丁目 (1-I-1045)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福井市足羽山4丁目・足羽5丁目 (1-I-1046)	急傾斜地の崩壊	
福井市鮎川町 (1-I-48)	急傾斜地の崩壊	
福井市竹生町 (28-I-7209)	急傾斜地の崩壊	
福井市白滝町 (1-II-30252)	急傾斜地の崩壊	
永平寺町栃原 (11-I-141)	急傾斜地の崩壊	
大野市蔵生 (5-1-1-15-2)	土石流	
勝山市暮見 (6-II-04919)	急傾斜地の崩壊	
勝山市暮見 (6-I-196)	急傾斜地の崩壊	

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示 および当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
福井市小山谷町・足羽5丁目 (1-I-1045)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福井市足羽山4丁目・足羽5丁目 (1-I-1046)	急傾斜地の崩壊	
福井市鮎川町 (1-I-48)	急傾斜地の崩壊	
福井市竹生町 (28-I-7209)	急傾斜地の崩壊	
福井市白滝町 (1-II-30252)	急傾斜地の崩壊	
永平寺町栃原 (11-I-141)	急傾斜地の崩壊	
勝山市暮見 (6-II-04919)	急傾斜地の崩壊	
勝山市暮見 (6-I-196)	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第346号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定に基づき、福井駅前南通り地区市街地再開発組合の理事長の氏名および住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和4年8月16日

福井県知事 杉本 達治

理事長の氏名および住所

齊藤 隆美

福井市中央一丁目11番5号

### 福井県告示第347号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月16日

福井県丹南土木事務所長 小野田 利宏

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

福井県越前市東千福町25番30号

西部開発

中屋 敬三

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置 (単位:メートル)	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
越前市家久町50字山之腰11番1	6.00	120.44

## 公 告

鯖川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年8月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 小堀 友廣 若狭町三方52-6

〃 藤本 孝夫 〃 南前川44-2

〃 小山田勝昭 〃 気山178-33

〃	増井 文雄	〃	倉見33-19
〃	藤田 市和	〃	相田52-27
〃	山中 安男	〃	藤井50-30
〃	山形 新治	〃	南前川33-38
〃	中村 寛臣	〃	北前川57-16
〃	今井 善博	〃	佐古24-11
〃	江南 誠一	〃	田名21-19
〃	橋詰 真人	〃	向笠23-15
〃	宇野 清典	〃	鳥浜53-4
〃	石崎 隆夫	〃	生倉10-2
〃	吉田 強	〃	東黒田6-2
〃	田中 信一	〃	田上13-3
〃	瀬尾 利幸	〃	岩屋24-8
〃	井上 富夫	〃	井崎28-26
〃	江戸 幸吉	〃	横渡6-4
〃	仲上 輝彦	〃	田井29-11-2
〃	熊谷 守	〃	田井116-2
監 事	藤本 勲	〃	南前川41-30
〃	田辺 幸男	〃	田井102-1
〃	常田 政孝	〃	藤井51-20-1
〃	瀬尾 佳彦	〃	岩屋27-21-1

鯖川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年8月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 小堀 友廣 若狭町三方52-6

〃 瀬尾 佳彦 〃 岩屋27-21-1

〃 増井 文雄 〃 倉見33-19

〃 河村 武志 〃 相田32-16-1

〃 小嶋 明男 〃 藤井50-2

〃 前 嘉典 〃 南前川38-7

〃 小堀 隆幸 〃 北前川52-28

〃 今井 加七 〃 佐古23-28

〃 渡邊 政俊 〃 田名33-5

〃	中西 雄治	〃	向笠21-2
〃	熊谷 勘信	〃	鳥浜57-27-1
〃	石崎 隆夫	〃	生倉10-2
〃	吉田 孝幸	〃	東黒田6-3
〃	田中 信一	〃	田上13-3
〃	澤 和夫	〃	岩屋27-28
〃	渡辺 政一	〃	井崎28-15
〃	江戸 行浩	〃	横渡11-1
〃	渡辺 良樹	〃	成出7-4
〃	田辺 盛昭	〃	田井119-22
〃	常田 政孝	〃	藤井51-20-1
監事	田辺 善治	〃	海山52-35
〃	小堀 忠之	〃	北前川56-27
〃	大野 正樹	〃	館川11-1-2

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和4年7月25日に嶺南振興局小浜土木事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年8月16日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

嶺南振興局小浜土木事務所

2 作業の種類

公共測量(基準点測量)

3 作業の期間

令和4年6月30日から令和5年2月22日まで

4 作業の地域

三方上中郡若狭町山内

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年8月16日

福井県知事 杉本 達治

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

坂井市三国町米納津49字浜割102番20

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

愛知県豊田市北曾木町東山356番地の1

株式会社比良セラミックス

代表取締役 比良 知之